

マイナンバー制度の本人確認について

マイナンバー制度の開始に伴い、医師国保の資格の手続きや給付の申請については個人番号を記載した申告書等の提出が必要となります。また提出時には、なりすましを防止するため、厳格な本人確認をすることが個人番号法により定められています。なお、本人確認書類を医師国保組合へ提出する必要があるのは、第1種組合員の医師の方だけです。




※本人確認とは以下の2つからなります。

- ①番号確認・・・個人番号が正しいことの確認
- ②身元確認・・・申告者等が個人番号の正しい持ち主であることの確認

※本人確認を行う者は、下記の①～③のケースごとで違いますのでご注意ください。

- ①第1種組合員（医師）の本人確認は、下記の書類を提出いただいて医師国保組合が行います。
- ②第2種組合員（従業員）の本人確認は、事業主である医師に行ってください。
- ③家族の本人確認は、その世帯の組合員本人に行ってください。

◎ A～Cのいずれかの組合せの書類をご提出ください。（第1種組合員のみ）

パターン	番号確認書類 (個人番号が正しいことの確認)	身元確認書類 (個人番号の正しい持ち主であることの確認)
A	<div style="text-align: center;">  </div> <p>※平成28年1月以降、区市町村の窓口で発行される個人番号カードは、1枚で本人確認ができます。</p> <p>※個人番号カードの裏面で番号確認、表面で身元確認ができますので、提出する際は両面のコピーを取ってください。</p>	
B	<div style="text-align: center;">  </div> <p>※平成27年10月以降、お住まいの区市町村よりご自宅に届いたカードです。</p>	<p>① 下記の写真付証明書の写しをいずれか1つ提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・運転免許証 <li style="width: 50%;">・パスポート <li style="width: 50%;">・運転経歴証明書 <li style="width: 50%;">・身体障害者手帳 <li style="width: 50%;">・在留カード <li style="width: 50%;">・特別永住者証明書 <li style="width: 100%;">・官公署から発行された写真付の資格証明書 </div>
C	<div style="text-align: center;">  </div>	<p>② 上記の書類の提出が困難な場合は、下記の書類の中からいずれか2つの写しを提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・年金手帳 <li style="width: 50%;">・印鑑登録証明書 <li style="width: 50%;">・戸籍謄本 <li style="width: 50%;">・母子健康手帳 <li style="width: 50%;">・住民票 <li style="width: 50%;">・源泉徴収票 <li style="width: 100%;">・納税証明書,通知書 </div>